

# 成田コスモポリタンロータリークラブ細則

## 第1条定義

- 1.理事会:本クラブの理事会
- 2.理事:本クラブの理事会メンバー
- 3.会員:名誉会員以外の本クラブ会員
- 4.定足数:本クラブ会員総数の3分の1。理事の過半数。
- 5.RI:国際ロータリー
- 6.年度:7月1日に始まる12カ月間

## 第2条理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員14名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された7名の理事と、会長、直前会長兼副会長、会長エレクト(または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー)、幹事、副幹事、会計、会場監督(S.A.A.)の7名の役員と直前会長である。14名の理事、役員は理事会において議事の議決権を有する。

## 第3条理事および役員選挙

### 第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、次々年度会長、並びに次年度の副会長兼会長エレクト、幹事、副幹事、会計、および7名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を利用することを決定したならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した次々年度会長、並びに会長エレクト、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に、また投票の過半数を得た7名の理事候補は次年度理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された次々年度会長候補は、会長ノミニーになるものとし、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会メンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

### 第2節

選挙された役員および理事に直前会長兼副会長と会場監督(S.A.A)を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

### 第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

### 第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填

すべきものとする。

## 第4条 役員の仕事

### 第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって会長の仕事とする。

### 第2節 直前会長

直前会長は副会長を兼務する。

### 第3節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての仕事およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行うものとする。

### 第4節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行うものとする。

### 第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を送信し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管すると共に、理事会の議事録を当該会合後60日以内に全会員が入手できるようにし、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって幹事の仕事とする。

### 第6節 副幹事

幹事を補佐し、また幹事不在の場合はその職務を代行する仕事を行うことをもって副幹事の仕事とする。

### 第7節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって会計の仕事とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

### 第8節 会場監督(S.A.A)

通常その職に付随する仕事、およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行うことをもって会場監督の仕事とする。

## 第5条 会合

### 第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第1水曜日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

### 第2節

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されな

なければならない。本クラブの暇疵なき正会員はすべて、名誉会員(または定款第12条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは定款第12条第1節および第2節との規定によるものでなければならない。

#### 第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

#### 第4節

定例理事会は毎月第1水曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。ただしその場合たるべき予告が行われなければならない。

#### 第5節

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第6条会費

#### 第1節

会費は年額21万とし、各半年ごとの各支払額のうち一部は各会員RI公式雑誌の購読料に、充当する了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

#### 第2節

本クラブに新しく入会する者は入会金として7万円を納入するものとする。

## 第7条採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもつ

て処理されるものとする。理事会は、特定の議決案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

## 第8条五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

## 第9条委員会

#### 第1節

クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を担う。会長、会長エレクト及び直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るために、協力するべきである。継続性を保持するため、ロータリー情報委員会および必要と認められた委員会については、委員会委員は同じ委員会に3年間努めるよう任命されるべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。

委員長は同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

(a)会長は、職務上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特権をもつものとする。

(b)各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(c)それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する責任をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

## 第2節 常任委員会

常任委員会は、4つの統括委員会とそれぞれの統括される委員会で構成され、その役割は以下の通りである。

### (1) クラブ管理運営委員会

クラブの効果的な運営のために活動することを目的とする。このことにより、地域社会に奉仕し、会員を維持し、クラブや地区、ひいては国際ロータリーのリーダーとなる会員を育成することができる。なお、この目的を達成するためにプログラム委員会および親睦活動委員会を統括する。

#### ① プログラム委員会

本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配をし、例会の進行を司る。

#### ② 親睦活動委員会

会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

### (2) 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。なおこの目的を達成するために以下の委員会を統括する。

#### ① 職業奉仕委員会

本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各委員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

#### ② 社会奉仕委員会

本クラブの会員がその地域社会および新世代に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

#### ③ 国際奉仕委員会

本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

#### ④ 青少年奉仕委員会

本クラブの会員が、新世代奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

### (3) 会員増強委員会

この委員会は会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、例会における出席を促し会員の職業分類および管理に努めるために以下の委員会を統括する。

#### ①会員選考・職業分類委員会

会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。また職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成し、必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討する。

#### ②ロータリー情報・雑誌・クラブ研修委員会

会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を提供し、また入会3年に満たない新会員のオリエンテーションを実施するものとする。またRI公式雑誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。本クラブの会員がクラブ研修を通じ、ロータリーへの関心を促し、理解を深め、知識を啓発し、将来の指導力を発揮できるロータリアンの育成に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

#### ③出席委員会

すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること(これには、地区大会、郡市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる)を奨励する方法を考案し、推進する。特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブへの出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席をよくするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

#### (4)公共イメージ委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブ奉仕プロジェクトと奉仕活動を連携して情報を発信する。クラブにおいては会報の発行とロータリーの情報を会員に提供するため以下の委員会を統括する。

##### ①広報・公共イメージ委員会

本クラブの広報・公共イメージ向上に有効な手段を講じ、一般の人々にロータリーの情報およびクラブ奉仕委員会と連携して奉仕活動の情報を発信してより広くロータリー活動を理解してもらう。

##### ②クラブ会報委員会

クラブ週報の刊行を行い、関心を促して出席向上を図り、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努める。

##### ③ロータリー財団

寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものとする。

##### ④米山記念奨学会

寄付とプログラムへの参加を通じて米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものとする。

#### 第3節特別委員会

特別委員会は常任委員会とは別に五大奉仕委員会に制約されず、クラブの管理・運営の必要に

応じて理事会の決定により設けることができる。

## 第10条委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切なRI資料を参照するものとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要な責務がある。

## 第11条出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12ヵ月を超えない限りにおいて本クラブの例会出席を免除される。

## 第12条財務

### 第1節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の決議によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動に関する予算である。

### 第2節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は、クラブ運営とロータリー財団と米山記念奨学会に関する資金のそれぞれに分けられるものとする。

### 第3節

すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは会長および幹事が承認した場合のみとする。

### 第4節

すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

### 第5節

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する場合は保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

### 第6節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

## 第13条 会員選挙の方法

### 第1節

本クラブ正会員によって推薦された会員候補者は、クラブの会員選考審査会で被推薦者の会員資格を審査した後、氏名は書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

### 第2節

理事会は、その被推薦者が定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

### 第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

### 第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

### 第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあつたにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

### 第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、同新会員をいずれかの委員会に配属する。推薦者は、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する義務を負う。

### 第7節

クラブは、定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

## 第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第15条 会友

本クラブの会員であり、会員企業の事情(規定)によりやむをえず退職、転勤で退会するものは、理事会の承認を得て会友となることができる。会友は、通常例会、親睦例会(旅行も含む)、レクリエーション(ゴルフコンペ等)に、ビジターフィを支払い参加することができる。具体的事項については、別に定める。

## 第16条改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付則

施行2011年7月1日(改正)

2012年7月1日(改正)

2013年7月1日(改正)

2015年7月1日(改正)

2016年7月1日(改正)

2017年7月1日(改正)

参照:2016年改正手続要覧

補足

第7条にある口頭とは

\*注:口頭による採決とは、クラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。

第11条にある出席義務規定の免除とは

\*注:このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、クラブ定款第12条第3節および第4節の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。

-2010手続要覧264頁参照-